

む。)、第五十三條の十の二(第七十四條、第八十四條、第九十三條、第二百二十三條、第四百十二條(第五百十九條において準用する場合を含む。)、第九十五條(第二百十條において準用する場合を含む。)、第二百四十五條、第二百六十二條、第二百七十六條及び第二百八十九條において準用する場合を含む。)、第五十七條第三号及び第四号、第七十條、第七十七條第八号及び第九号、第七十七條第一項から第三項まで、第八十六條第十号及び第十一号、第九十五條第一項第三号及び第四号、第二項第三号及び第四号並びに第三項第三号及び第四号、第二百二十一條第二項(第九十五條(第二百十條において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第二百二十五條第十号及び第十一号、第三百三十三條第一項(第五百五十九條及び第六百九十五條(第二百十條において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第三百三十六條(第五百五十九條において準用する場合を含む。)、第三百三十九條の第二項(第五百五十九條、第二百四十五條及び第二百六十二條において準用する場合を含む。)、第四百四十五條第七項、第六百六十一條第八項、第九百九十一條(第二百十條において準用する場合を含む。)、第九百九十八條、第二百六十六條第六項、第二百七十七條第七項、第二百三十四條第一項から第三項まで、第二百三十九條(第二百六十二條において準用する場合を含む。)、第二百五十八條第一項から第三項まで、第二百七十三條第六項、第二百七十八條第八号及び第九号並びに第二百九十一條第七号及び第八号の規定による基準

十一・十二 (略)

(管理者)

第六十四條 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(記録の整備)

第七十三條 (略)

2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一〜三 (略)

四 次条において準用する第四十九條の十三第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

五 第七十六條第九号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

六 次条において準用する第五十條の三の規定による市町村への通知に係る記録

七 次条において準用する第五十三條の八第二項の規定による苦情の内容等の記録

八 次条において準用する第五十三條の十第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)

第七十六條 看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、第六十二條に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一〜七 (略)

八 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

む。)、第五十三條の十の二(第七十四條、第八十四條、第九十三條、第二百二十三條、第四百十二條(第五百十九條において準用する場合を含む。)、第九十五條(第二百十條において準用する場合を含む。)、第二百四十五條、第二百六十二條、第二百七十六條及び第二百八十九條において準用する場合を含む。)、第五十七條第三号及び第四号、第七十條、第七十七條第一項から第三項まで、第二百二十一條第二項(第九十五條(第二百十條において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第二百二十五條第十号及び第十一号、第三百三十三條第一項(第五百五十九條及び第六百九十五條(第二百十條において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第三百三十六條(第五百五十九條において準用する場合を含む。)、第三百三十九條の第二項(第五百五十九條、第二百四十五條及び第二百六十二條において準用する場合を含む。)、第四百四十五條第七項、第六百六十一條第八項、第九百九十一條(第二百十條において準用する場合を含む。)、第九百九十八條、第二百六十六條第六項、第二百七十七條第七項、第二百三十四條第一項から第三項まで、第二百三十九條(第二百六十二條において準用する場合を含む。)、第二百五十八條第一項から第三項まで、第二百七十三條第六項、第二百七十八條第八号及び第九号並びに第二百九十一條第七号及び第八号の規定による基準

十一・十二 (略)

(管理者)

第六十四條 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(記録の整備)

第七十三條 (略)

2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一〜三 (略)

四 次条において準用する第四十九條の十三第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

五 次条において準用する第五十條の三に規定する市町村への通知に係る記録

六 次条において準用する第五十三條の八第二項に規定する苦情の内容等の記録

七 次条において準用する第五十三條の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)

第七十六條 看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、第六十二條に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一〜七 (略)

(新設)

八 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

九 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

十 十五 (略)

十六 第一号から第十四号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問看護計画書の変更にについて準用する。

十七 当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあつては、第二号から第六号まで、第九号及び第十二号から前号までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。

(主治の医師との関係)

第七十七条 (略)

2・3 (略)

4 前条第十七号の規定は、主治の医師の文書による指示について準用する。

第七十九条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第一百五十一条の規定により準用される法第七十二条第一項の規定により法第五十三条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号、第一百七十七条第四項及び第八十八条第一項第一号において「介護老人保健施設基準」という。）第二条又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号、第一百七十七条第四項及び第八十八条第一項第四号において「介護医療院基準」という。）第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準第七十六条第一項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション（指定居宅サービス等基準第七十五条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定居宅サービス等基準第七十六条第一項から第三項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第八十三条 (略)

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 (略)

二 次条において準用する第四十九条の十三第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第八十六条第十一号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(新設)

八十三 (略)

十四 第一号から第十二号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問看護計画書の変更にについて準用する。

十五 当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあつては、第二号から第六号まで及び第十号から第十四号までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。

(主治の医師との関係)

第七十七条 (略)

2・3 (略)

4 前条第十五号の規定は、主治の医師の文書による指示について準用する。

第七十九条 (略)

2 (略)

(新設)

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準第七十六条第一項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション（指定居宅サービス等基準第七十五条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定居宅サービス等基準第七十六条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第八十三条 (略)

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 (略)

二 次条において準用する第四十九条の十三第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

- 四 次条において準用する第五十条の三の規定による市町村への通知に係る記録
- 五 次条において準用する第五十三条の八第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 六 次条において準用する第五十三条の十第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第八十六条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第七十八条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一～四 (略)

五 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

六 (略)

七 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者(第一百七十七条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第二百五条第二号から第六号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第二号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

八・九 (略)

十 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

十一 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

十二～十六 (略)

十七 第一号から第十五号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

(記録の整備)

第九十二条 (略)

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 次条において準用する第四十九条の十三第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

二 第九十五条第一項第四号、第二項第四号及び第三項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

- 三 次条において準用する第五十条の三に規定する市町村への通知に係る記録
- 四 次条において準用する第五十三条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 五 次条において準用する第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第八十六条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第七十八条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一～四 (略)

(新設)

五 (略)

六 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者(第一百七十七条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第二百五条第二号から第五号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第二号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

七・八 (略)

(新設)

(新設)

九～十三 (略)

十四 第一号から第十二号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

(記録の整備)

第九十二条 (略)

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 次条において準用する第四十九条の十三第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

- 三| 次条において準用する第五十条の三の規定による市町村への通知に係る記録
- 四| 次条において準用する第五十三条の八第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 五| 次条において準用する第五十三条の十第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第九十五条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

三| 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

四| 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

五| 第二号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。

六〇九 (略)

2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

三| 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

四| 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

五〇九 (略)

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

三| 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

四| 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

五〇六 (略)

第九十五条 (略)

第九十五条 (略)

4| 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第十五条の十一の規定により準用される法第七十二条第一項の規定により法第五十三条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準第二条又は介護医療院基準第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- 二| 次条において準用する第五十条の三に規定する市町村への通知に係る記録
- 三| 次条において準用する第五十三条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 四| 次条において準用する第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第九十五条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

三| 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。

四〇七 (略)

2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

三| 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

四〇七 (略)

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

三| 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

四〇七 (略)

4 介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準第二条又は介護医療院基準第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

五〇六 (略)

第九十五条 (新設)

第九十五条 (新設)

第九十五条 (略)

第九十五条 (略)

第九十五条 (新設)

第九十五条 (略)

第九十五条 (略)

第九十五条 (略)

第九十五条 (略)

第九十五条 (略)

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準第百十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーション事業者と指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス等基準第百十条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第百十一条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
(記録の整備)

第百二十二条 (略)

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。
一 (略)

二 次条において準用する第四十九条の十三第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第百二十五条第十一号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 次条において準用する第五十条の三の規定による市町村への通知に係る記録

五 次条において準用する第五十三条の八第二項の規定による苦情の内容等の記録

六 次条において準用する第五十三条の十第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第百二十五条 指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、第百十六条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一〇四 (略)

五 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

六 (略)

七 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議(医師が参加した場合に限る。)の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合には、第八十六条第二号から第六号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第二号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

八・九 (略)

十 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準第百十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーション事業者と指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス等基準第百十条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第百十一条第一項から第三項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
(記録の整備)

第百二十二条 (略)

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。
一 (略)

二 次条において準用する第四十九条の十三第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

三 次条において準用する第五十条の三に規定する市町村への通知に係る記録

四 次条において準用する第五十三条の八第二項の規定による苦情の内容等の記録

五 次条において準用する第五十三条の十第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第百二十五条 指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、第百十六条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(新設)

一〇四 (略)

五 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議(医師が参加した場合に限る。)の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合には、第八十六条第二号から第五号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第二号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

六 (略)

七・八 (略)

(新設)

<p>十一 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>十二(十五) (略)</p> <p>十六 第一号から第十四号までの規定は、前号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。</p> <p>第百八十八条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設(介護老人保健施設基準第三十九条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。)に関するものを除く。)を有することとする。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(介護医療院基準第四十三条に規定するユニット型介護医療院をいう。第二百五条及び第二百九条において同じ。)に関するものを除く。)を有することとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>九(十二) (略)</p> <p>十三 第一号から第十一号までの規定は、前号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。</p> <p>第百八十八条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号)第三十九条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。)に関するものを除く。)を有することとする。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成三十年厚生労働省令第五号)第四十三条に規定するユニット型介護医療院をいう。第二百五条及び第二百九条において同じ。)に関するものを除く。)を有することとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>改正後</p> <p>改正前</p> <p>(傍線部分は改正部分)</p>	<p>第七條 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十七号)の一部を次の表のように改正する。</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 基準該当介護予防支援(介護保険法(平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という)第五十九条第一項第一号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。)の事業に係る法第五十九条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防支援(法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。)の事業に係る法第五十五条の二十四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に並び、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第五十九条第一項第一号の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四条第一項及び第二項(第三十二条において準用する場合に限る)、第五条(第三十二条において準用する場合に限る)、第十八条の二(第三十二条において準用する場合に限る)、第二十条の二(第三十二条において準用する場合に限る)、第二十六条(第三十二条において準用する場合に限る)、第二十六条の二(第三十二条において準用する場合に限る)並びに第三十条第二号の二及び第二号の三(第三十二条において準用する場合に限る)の規定による基準</p> <p>三 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 基準該当介護予防支援(介護保険法(平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という)第五十九条第一項第一号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。)の事業に係る法第五十九条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防支援(法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。)の事業に係る法第五十五条の二十四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に並び、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第五十九条第一項第一号の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四条第一項及び第二項(第三十二条において準用する場合に限る)、第五条(第三十二条において準用する場合に限る)、第十八条の二(第三十二条において準用する場合に限る)、第二十条の二(第三十二条において準用する場合に限る)、第二十六条(第三十二条において準用する場合に限る)並びに第二十六条の二(第三十二条において準用する場合に限る)の規定による基準</p> <p>三 (略)</p>
---	---	--	---	---